



レスキュー損害保険株式会社

レスキュー損害保険の現状
2020

はじめに

このたび、当社の経営方針をはじめ、事業概況、財務状況等をご説明したディスクロージャー資料「レスキュー損害保険の現状 2020」を作成しました。
本誌が当社の現状についてご理解いただく上で、皆さまのお役に立つことが出来れば幸いです。

※ 本誌は、保険業法第 111 条及び同施行規則第 59 条にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。

会社概要

会 社 名	レスキュー損害保険株式会社
本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル
設 立	2019年4月24日
免許取得日	2019年6月28日
営業開始日	2019年7月29日
資 本 金	10 億円
株 主	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 85.7% 日本生命保険相互会社 7.1% 株式会社セブン銀行 7.1%

目次

ご挨拶	3
I. 当社の概況及び組織	
1. 代表的な経営指標	4
2. 沿革	4
3. 会社の組織	5
4. 株主・株式の状況	5
5. 役員の状況	6
6. 会計監査人の状況	7
7. 従業員の状況	7
II. 主要な業務の内容	
1. 取扱商品	8
2. 各種サービス	8
3. 保険の仕組み	10
4. 約款	10
5. 保険料	11
6. 保険金の支払い	11
7. 保険募集	11
III. 当社の主要な業務に関する事項	
1. 2019年度における事業の概況	13
2. 主要な業務の状況を示す指標	13
3. 業務の状況を示す指標	14
4. 責任準備金の残高の内訳	21
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	21
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	21
IV. 当社の運営	
1. リスク管理の体制	22
2. 法令遵守(コンプライアンス)の体制	23
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	24
4. 社外・社内の監査・検査体制	24
5. 内部統制システムに関する基本方針	24
6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	26
7. 反社会的勢力の排除のための基本方針	29
8. 利益相反管理方針	30
V. 財産の状況	
1. 計算書類	31
2. リスク管理債権	35
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	35
4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	35
5. 時価情報等	36
6. その他	36
VI. 当社及びその子会社等の概況	
1. 当社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	37
2. 子会社等に関する事項	37
VII. 当社及びその子会社等の主要な業務	
1. 2019年度における事業の概況	38
2. 連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	38
VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況	
1. 連結財務諸表	39
2. リスク管理債権	44
3. 当社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	45
4. 当社保険子会社の保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	46
5. 連結決算セグメント情報	46
6. その他	46

ご挨拶

レスキュー損害保険株式会社は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（通称JBR、持株比率85.7%）、日本生命保険相互会社（同7.1%）、株式会社セブン銀行（同7.1%）の3社が出資し、令和元年7月に誕生した新しい損害保険会社です。

当社は、JBRグループの経営理念である「困っている人を助ける！」に基づき、生活に密着した保険商品を販売するとともに、急速に発展するデジタル社会に対応し、先進的な保険商品の開発にも積極的に取り組んでまいります。

JBRグループ内には、平成19年11月に開業したジャパン少額短期保険株式会社があります。

（ジャパン少額短期保険は当社の100%子会社です。）

ジャパン少額短期保険では、賃貸住宅入居者向けの家財保険を主力商品としつつ、個人向けには自転車保険や弁護士費用保険、法人向けには約定履行費用保険やテナント保険など幅広い保険商品を販売しております。

今後、損害保険商品を取り扱うレスキュー損害保険株式会社と、保険料が少額で保険期間が短い少額短期保険を取り扱うジャパン少額短期保険株式会社が、それぞれの特徴を活かした商品開発を行うことにより、お客様にとって最も身近に感じていただける保険会社を目指してまいります。

当社は、令和元年7月29日に開業し、法人向け約定履行費用保険の元受事業とジャパン少額短期保険からの受再事業でスタートしました。

当社では「多商品・多チャネル戦略」を立てており、今後は火災保険やモノの修理保険などを始め、様々な商品開発を予定しております。

また、当社およびジャパン少額短期保険では、企業様の個別ニーズを満たす保険商品の開発も承っておりますので、ご要望があればお気軽にご連絡ください。

保険業法第1条には「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と定められています。

当社は「保険業の公共性」を強く認識し、ニーズに合った商品や付加価値を提供することにより「国民生活の安定及び国民経済の健全な発展」に微力ながら貢献したいと考えています。

また、財務の健全性、統合的リスク管理態勢、業務の適切性等の検証を継続的に実施し、経営基盤を安定化することで、世の中に必要な損害保険会社として社会的使命を果たしたいと考えております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

レスキュー損害保険株式会社

代表取締役社長 杉本 尚士

I. 当社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標

(単位：百万円)

項目	2019年度
正味収入保険料	476
正味損害率	4.4%
正味事業費率	89.2%
保険引受損失	314
経常利益	—
当期純損失	74
単体ソルベンシー・マージン比率	896.5%
総資産額	2,049
純資産額	1,325
その他有価証券評価差額	—
リスク管理債権	—

<指標の解説>

- ・正味収入保険料：引き受けた危険に対応する保険料のことであり、お客様からいただいた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、他の保険会社に支払った保険料（出再保険料）を控除したものです。
- ・正味損害率：正味収入保険料に対する、正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合を示したものです。
- ・正味事業費率：正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために使用した費用である諸手数料及び集金費と保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計額の割合を示したものです。
- ・保険引受損失：正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除し、その他収支を加減したものです。
- ・経常利益：正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、正味支払保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。
- ・当期純損失：経常利益に特別損益や法人税等合計を加減したものです。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率：巨大災害による保険金支払いや資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危険（リスク）に対する、資本・準備金等の支払余力（ソルベンシー・マージン）の割合を示したものです。なお、単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- ・総資産額：会社が保有する現金や預金、有価証券、固定資産等のすべての資産の合計です。
- ・純資産額：総資産額から、責任準備金等の負債を控除したものです。
- ・その他有価証券評価差額：その他有価証券と取得原価の差額から税金相当額を控除したものです。
- ・リスク管理債権：貸付金のうち元本や回収の可能性に注意を必要とするもののことです。

2. 沿革

当社は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（通称JBR、持株比率8.5.7%）、日本生命保険相互会社（同7.1%）、株式会社セブン銀行（同7.1%）の3社が出資し、2019年7月に誕生した新しい損害保険会社です。

2019年 4月	損害保険業の免許取得を目的とした準備会社（ジャパン設立準備株式会社）を設立
2019年 6月	損害保険業免許を取得
2019年 7月	レスキュー損害保険株式会社に商号を変更
2019年 8月	法人向け約定履行費用保険を販売開始
	ジャパン少額短期保険から受再開始
2019年10月	ジャパン少額短期保険株式会社を完全子会社化
2020年 1月	賃貸住宅向けの家財保険包括契約を販売開始

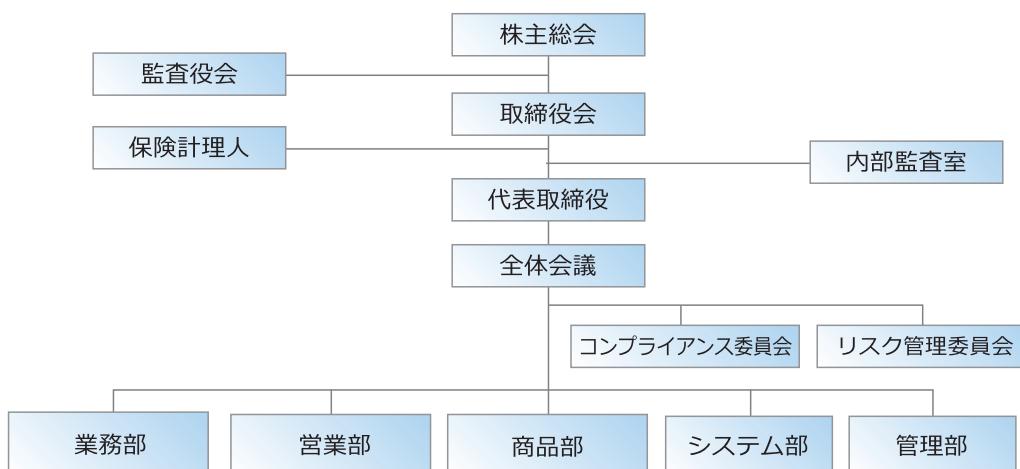
I. 当社の概況及び組織

3. 会社の組織

(1) 所在地

本社：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル（国内および海外の支店はありません）

(2) 組織図（2020年7月31日現在）



<組織の説明>

業務部：契約管理、保険金などお客様向けサービス部門です。

営業部：代理店向けサービスおよび直販サービス部門です。

商品部：商品開発部門です。

システム部：システム全般を担当する部門です。

管理部：経営企画、総務、経理、人事、法務等を担当する部門です。

<会議体の説明>

全体会議：週1回常勤役職員全員が参加し、情報共有および取締役会決議を要しない事項を協議します。

コンプライアンス委員会：月1回部長以上が参加し、コンプライアンスに関する事項を協議します。

リスク管理委員会：月1回部長以上が参加し、リスク管理に関する事項を協議します。

4. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

- | | |
|-----------|---|
| ① 定時株主総会 | 各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に開催します。 |
| ② 決算期日 | 毎年3月31日 |
| ③ 株主名簿管理人 | なし |
| ④ 公告方法 | 電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 |
| ⑤ 上場取引所 | なし |

(2) 株主総会議案等

臨時株主総会

- ① 2019年4月26日に開催されました。決議事項は以下のとおりです。
議案 募集株式発行の件

- ② 2019年5月10日に開催されました。決議事項は以下のとおりです。
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

I. 当社の概況及び組織

③2019年7月1日に開催されました。決議事項は以下のとおりです。

第1号議案 定款一部変更の効力発生の確定日付の件	第4号議案 会計監査人の選任の件
第2号議案 取締役1名選任の選任日の件	第5号議案 取締役の報酬等の額に関する件
第3号議案 監査役3名選任の選任日の件	第6号議案 監査役の報酬等の額に関する件

定時株主総会

第1期定期株主総会が、2020年6月19日に開催されました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

- 報告事項 1. 2019年度（2019年4月24日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2019年度（2019年4月24日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

議案 取締役3名選任の件

3) 大株主

(2020年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	120,000	85.7
日本生命保険相互会社	10,000	7.1
株式会社セブン銀行	10,000	7.1

(4) 資本金の推移

年月日	資本金(百万円)		概要
	増減額	残高	
2019年4月24日	—	5	設立
2019年5月20日	995	1,000	有償第三者割当

(5) 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式(株)	発行総額(百万円)	概要
普通株式	2019年4月24日	500	5	設立
普通株式	2019年5月20日	139,500	1,395	有償第三者割当

5. 役員の状況

(2020年7月31日現在)

役職名	氏名(生年月日)	略歴	
代表取締役社長	杉本 尚士 (1969年1月23日)	1991年 4月 日本生命保険相互会社 入社 2003年 4月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 出向 2006年 12月 リプラス・インシュアランス株式会社 (現ジャパン少額短期保険株式会社) 代表取締役 2014年 6月 一般社団法人 日本少額短期保険協会 会長 2016年 5月 JBR あんしん保証株式会社 取締役 2019年 4月 ジャパン設立準備株式会社(現当社) 代表取締役(現任) 2019年 6月 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役会長(現任)	
取締役管理部長	竹原 貴信 (1980年6月11日)	2004年 10月 株式会社リブレックス 入社 2007年 4月 AIU 保険会社(現AIG損害保険株式会社) 入社 2007年 10月 株式会社アスティア 入社 2009年 7月 ジャパン少額短期保険株式会社 入社 2014年 6月 同社 取締役経営管理部長 2019年 4月 ジャパン設立準備株式会社(現当社) 取締役 2019年 7月 当社 取締役管理部長(現任) 2019年 7月 ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任)	

I. 当社の概況及び組織

役職名	氏名(生年月日)	概要	
取締役 (非常勤)	木下 純一 (1977年5月28日)	2003年12月 2004年12月 2010年11月 2013年10月 2019年6月 2019年7月	株式会社ジョブコム 入社 株式会社スローグループ(現アイペット損害保険株式会社)入社 セントケア少額短期準備株式会社 (現セント・プラス少額短期保険株式会社) 入社 ジャパン少額短期保険株式会社 入社 同社 代表取締役(現任) 当社 取締役(現任)
監査役 (社外監査役)	渡邊 俊雄 (1974年5月28日)	1994年 4月 2000年 3月 2003年 5月 2006年 7月 2008年 8月 2009年 6月 2013年12月 2016年 4月 2019年 4月	有限会社麻布合成樹脂工業 入社 高橋会計事務所入社 有限会社麻布合成樹脂工業 取締役(現任) 渡邊俊雄税理士事務所 開設 税理士法人ワイン(現アルファ税理士法人) 入社(現任) ジャパン少額短期保険株式会社 監査役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 監査役 株式会社システムハウスアールアンドシー 監査役(現任) ジャパン設立準備株式会社(現当社) 監査役(現任)
監査役 (非常勤)	澤田 正勝 (1962年7月17日)	1984年 3月 1989年 8月 1997年 1月 2003年 3月 2006年 3月 2008年 3月 2010年 1月 2013年 9月 2013年12月 2014年 7月 2015年 6月 2016年 5月 2016年12月 2019年 7月	株式会社光製作所 入社 株式会社マス・ヨシモト 入社 株式会社大門 入社 株式会社ライフコミュニケーション 入社 株式会社アルファ・トレンド・ホールディングス 入社 株式会社イーグランド 入社 サワダコンサルティング 開業 株式会社バイノス 入社 同社 監査役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 入社 ジャパン少額短期保険株式会社 監査役(現任) JBRあんしん保証株式会社 監査役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 監査役(現任) 当社 監査役(現任)
監査役 (社外監査役) (非常勤)	佐藤 陽一 (1952年10月22日)	1976年 4月 2007年 4月 2011年 4月 2011年 4月 2014年 4月 2015年 6月 2019年 1月 2019年 7月	日本生命保険相互会社 入社 プロミス株式会社 執行役員 財団法人電気通信共済会 監事 きらら保険サービス株式会社 監査役 一般社団法人電気通信共済会 監事 ジャパン少額短期保険株式会社 監査役 日本キャピタル証券株式会社 監査役(現任) 当社 監査役(現任)

6. 会計監査人の状況

(2020年7月31日現在)

氏名または名称	普賢監査法人
---------	--------

7. 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
14名	43.0歳	0.6年	5,394千円

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、休職者および臨時従業員を含んでおりません。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでいます。

II. 主要な業務の内容 (2020年3月31日現在)

1. 取扱商品

(1) 販売商品

①賃貸住宅向けの家財保険包括契約

賃貸住宅入居者が抱える様々なリスク（火災、風水災、盗難、賠償責任など）に備える保険です。 包括契約とは、部屋を貸す側（不動産会社や家主など）が保険契約者となり、部屋を借りる人（入居者）が被保険者となる保険契約の形態です。

②約定履行費用保険

当社では、特定の法人の補償ニーズに対応した保険商品（約定履行費用保険）も販売しております。 約定履行費用保険は、被保険者が、偶然な事由が生じたときに一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約定を履行することによって、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いするものです。

(2) 新商品の開発状況

上記商品の他、修理費用保険も開発済ですが販売実績はありません。修理費用保険とは、電化製品等が故障した際の修理費用を補償する保険です。

2. 各種サービス

(1) 各種サービス

事業者向け新商品開発の相談受付

開業間もない当社の特徴を活かし、事業者の皆様から「世の中にはない新しい保険商品を作ってほしい」との相談を積極的に受付けております。こうした取り組みの結果、2020年4月にはスポーツクラブ会員に特化した傷害保険を開発しました。

(2) 中立・公正な立場で問題を解決する指定紛争解決機関のご紹介

当社業務部が苦情・照会・相談等の対応窓口となります。当年度は苦情受付実績はありません。

また、当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求める上で当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が困難な場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

IP電話から 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

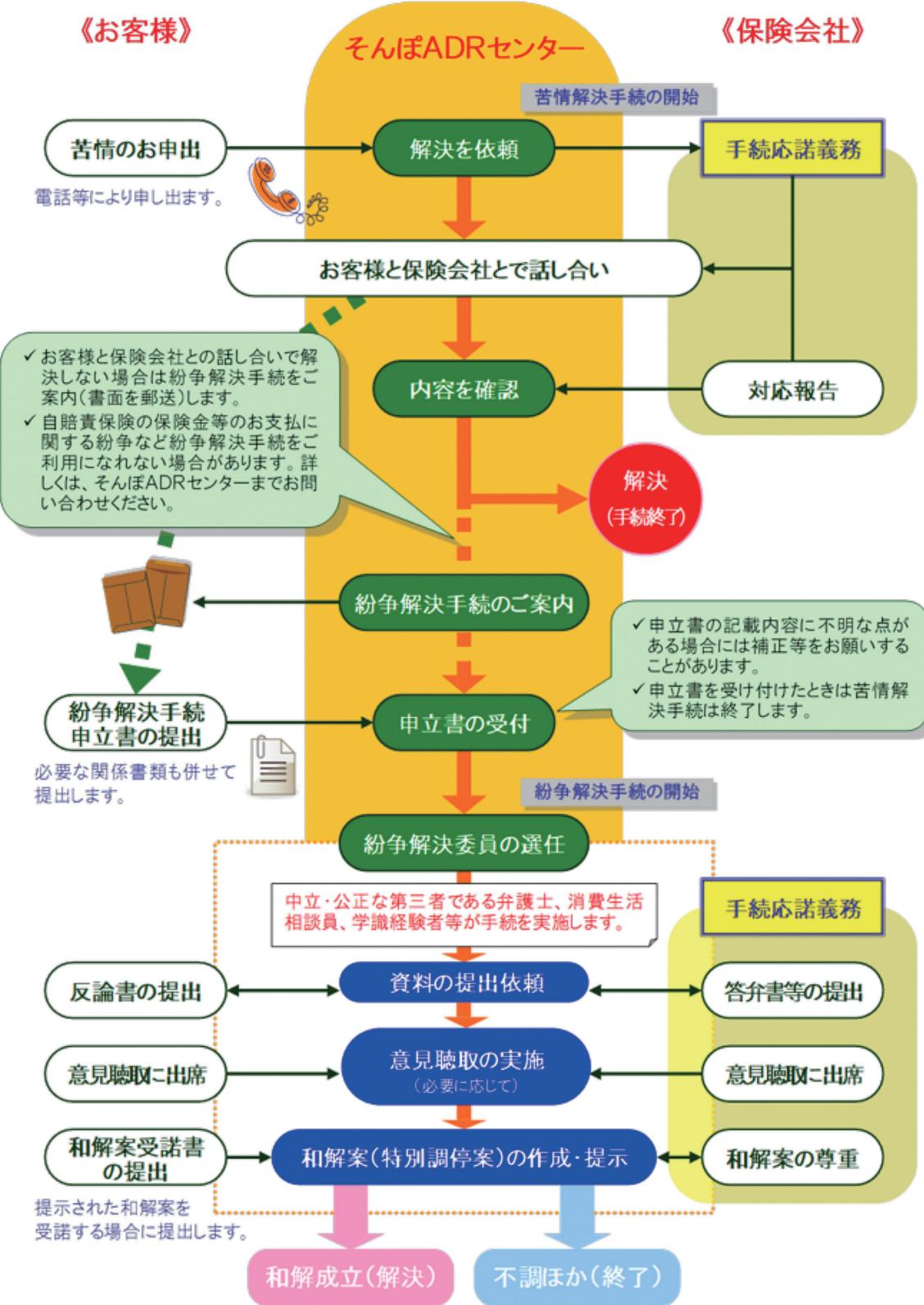
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

II. 主要な業務の内容 (2020年3月31日現在)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



II. 主要な業務の内容 (2020年3月31日現在)

3. 保険の仕組み

(1) 保険制度

損害保険とは、同じ危険を持つ多数の人々が、あらかじめ所定の金額（保険料）を拠出し、一定の偶然な事故があった場合に、損害のてん補（保険金）を得る仕組みです。

損害保険は、大数の法則を利用して相互にリスクを分散し、経済的に保障することにより、個人生活と企業経営の安定に寄与しています。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずる財産上の給付を行うことを約束し、これに対して、保険契約者がその一定の偶然な事故の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有しています。

ただし、通常は、多数のご契約を迅速・正確に引き受けるため、一定様式の保険申込書を使用し、契約締結の証として、保険証券等を発行しています。

(3) 再保険

再保険とは、保険会社が危険の分散を図るために、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁する仕組みです。

再保険によって他の保険会社にリスクを移転することを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

4. 約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。基本的な契約内容を定めたものを「普通保険約款」といい、普通保険約款を補足するものを「特約」といいます。また、保険申込書に記載された内容も契約内容として保険契約者、保険会社の双方を拘束します。

(2) 契約時の留意事項

普通保険約款や特約には、告知・通知義務、支払事由（保険金を支払う場合）、免責事由（保険金を支払わない場合）、保険金支払、失効・解約および継続手続き方法などが定められていますので、ご契約時には、普通保険約款や特約の内容について、十分な説明を受けてください。

(3) 約款に関する情報提供方法

保険の内容の主な部分についてわかりやすく説明したパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）をご用意しておりますので、保険申込書の記載内容と共に十分にご確認の上で契約をお申し込みください。保険申込書に記載された事項はお客様と保険会社との約束ごととなります。したがいまして、万一保険申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

II. 主要な業務の内容 (2020年3月31日現在)

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に保険料の全額について領収しますが、保険商品によっては分割払をご利用いただくことができます。また、保険料払込猶予期間を設ける場合があります。
ご契約の保険期間中に生じた、契約の失効やお客様のご都合による解約、当社による解除などがあった場合は、約款および特約条項の定めに従い、それぞれ所定の計算式により計算した結果、返戻金がある場合は返戻金を支払います。

(2) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、原則として当社が金融庁から認可を取得したものですが、法令で定められた一部商品については金融庁へ届出を行ったものです。

6. 保険金の支払い

(1) 保険金の支払いの仕組み

- 事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、概ね以下のとおりです。
- ①契約内容の確認
事故のご報告を受けると、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうか契約内容の確認を行います。
 - ②事故原因・損害状況の調査
事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払いの対象となる事故かどうかを確認します。
 - ③損害額、保険金の算出
被保険者、被害者、修理業者などの関係者への損害状況の確認および関係者や被害物件などへの立会調査により適正な損害額を算出し、保険金支払額を決定します。
 - ④保険金のお支払い
ご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかを確認し、銀行振込によりお支払いします。

(2) 事故のご連絡・ご相談窓口

レスキュー損害保険株式会社 業務部
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル
電話番号 03-6910-3277

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

損害保険の募集は当社の社員もしくは当社の代理店が行います。現時点ではネット申込はおこなっていないため、紙の保険申込書に保険契約者が必要事項を記載し、署名または押印の上、当社または当社の代理店にご提出ください。

保険期間が1年を超える保険契約については、ご契約のお申込み後であっても、「ご契約をお申込みされた日」または「クーリングオフに関する説明書を受け取った日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。ただし、営業または事業のためなど一部のご契約はクーリングオフをできませんので、ご注意ください。

II. 主要な業務の内容 (2020年3月31日現在)

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

- ご契約にあたり、保険契約に関する重要事項の説明を受け、保険申込書の記載内容がお客様のご希望に沿った商品であることをご確認ください。
- 万一の時に十分な補償が得られるよう適切な保険金額をご選択いただくことが重要です。
- 保険申込書に記載された事項はお客様と保険会社との約束ごととなります。したがいまして、万一保険申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険料は原則として保険契約締結と同時にその全額を領収することとなっていますが、商品によっては、「保険料の払込猶予期間」や「保険料分割払」などもあります。
- 保険証券等により契約内容をご確認ください。

(3) 代理店の役割と業務内容

当社と代理店委託契約を締結した代理店は、保険契約締結の媒介または代理ができます。また、代理店は、お客様へのアフターサービス（満期、解約、事故受付など）も担当します。

(4) 代理店登録

当社の代理店は全て、保険業法に基づき財務局に代理店登録を行っており、代理店登録後に保険募集を開始します。

(5) 代理店教育

日本損害保険協会が実施する損害保険募集人一般試験の合格者が募集人となり、募集人が代理店に所属していることが財務局への登録・届出要件となります。また、当社は代理店登録時に募集人教育を行い、その後も商品改定時など必要に応じて教育を行います。

(6) 代理店数

2020年3月31日現在の代理店数は0です。

(7) 外務社員

外務社員制度はございません。

(8) 代理店研修生

代理店研修生制度はございません。

(9) 勧誘方針

当社では、金融商品の販売等に関する法律に基づく勧誘方針を次の通り定めています。

- 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な運営・管理に努めます。
- 保険契約内容および契約に関する重要事項については、パンフレット、重要事項説明書等による説明を丁寧に行い、お客様が十分理解された上でご加入頂くよう努めます。
- お客様の勧誘は、時間や場所のほか、勧誘方法などに十分配慮した上、ご納得頂いたご加入をお勧めします。
- お客様のお問い合わせには、適切かつ丁寧な対応に努め、万一事故が発生した場合には、迅速かつ適正なお支払いを行うように努めます。
- お客様の個人情報保護の重要性を認識し、当社はもとより、取引先を含め、個人情報管理について適正かつ厳正な運営に努めます。
- お客様のご意見やご相談を生かした商品づくりやサービスのご提供に最善を尽くします。

III. 当社の主要な業務に関する事項

1. 2019年度における事業の概況

(1) 事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国の経済は、良好な雇用環境のもと、緩やかな回復が続いていましたが、米中貿易摩擦等の不安定な海外情勢や相次ぐ自然災害、消費税増税に伴う個人消費の縮小に加え、年度末にかけて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動への悪影響が懸念され、先行きは不透明な状況となっております。

こうした経済情勢の中、当社におきましては、2019年6月28日に損害保険業免許を取得し、7月29日に営業開始いたしました。8月から法人向け約定履行費用保険の販売ならびにジャパン少額短期保険株式会社の賃貸住宅入居者向けの家財保険及びテナント総合保険の受再を開始し、9月からは同様に自転車保険、約定履行費用保険等の受再も開始しております。また、10月1日に当社の親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社からジャパン少額短期保険株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

こうした取組みの結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が476百万円、資産運用収益が0百万円、その他経常収益が51百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が636百万円、営業費及び一般管理費が155百万円となりましたが、定款の定めに基づき事業費263百万円を保険業法第113条繰延資産に繰り延べたことにより、経常収益から経常費用を差し引いた経常損益は0円となりました。これに特別利益、特別損失、法人税等合計などを加減した当期純損益は、74百万円の純損失となりました。

(2) 対処すべき課題

損害保険事業に新規参入した会社として、生活に密着した保険商品を販売するとともに、急速に発展するデジタル社会に対応し、顧客ニーズに十分に対応しきれていない分野を見つけ、伝統と革新をミックスした新しい保険商品の開発や販売手法、サービス等を提供し、社会に貢献したいと考えております。

2. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度
正味収入保険料		476
経常収益		527
経常利益		—
当期純損失		74
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (140,000株)
純資産額		1,325
総資産額		2,049
特別勘定又は積立勘定として経理された資産額		—
責任準備金残高		288
貸付金残高		—
有価証券残高		—
単体ソルベンシー・マージン比率		896.5%
配当性向		—
従業員数		14名

III. 当社の主要な業務に関する事項

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	140	29.4%	—
海上	—	—	—
傷害	28	6.0%	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	307	64.5%	—
合計	476	100.0%	—

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	69	100.0%	—
合計	69	100.0%	—

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	1,544	53.4%	—
海上	—	—	—
傷害	28	1.0%	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,321	45.7%	—
合計	2,894	100.0%	—

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものです。

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	1,403	56.5%	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,082	43.5%	—
合計	2,486	100.0%	—

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものです。

III. 当社の主要な業務に関する事項

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	35	55.3%	—
海上	—	—	—
傷害	0	44.3%	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	28	0.4%	—
合計	64	100.0%	—

(注) 金額は、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額です。

⑥保険引受損失

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	171	54.5%	—
海上	—	—	—
傷害	2	0.7%	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	140	44.7%	—
合計	314	100.0%	—

(注) 保険引受損失とは、保険引受収益から保険引受費用および保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。

⑦正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	10	50.7%	—
海上	—	—	—
傷害	△1	△8.7	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	12	58.0	—
合計	20	100.0%	—

(注) 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	15	100.0%	—
合計	15	100.0%	—

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

III. 当社の主要な業務に関する事項

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	115	70.0%	—
海上	—	—	—
傷害	△1	△1.1	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	51	31.1%	—
合計	165	100.0%	—

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものです。

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2019年度	
		構成比	増減率
火災	105	65.7%	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	54	34.3%	—
合計	160	100.0%	—

(注) 回収再保険金とは、出再保険金から再保険金割戻を控除したものです。

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当事項はありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2019年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	7.5	129.7	137.2	—
海上	—	—	—	—
傷害	△6.3	34.6	28.3	—
自動車	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—
その他	3.9	75.8	79.7	—
合計	4.4	89.2	93.6	—

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受けに係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

III. 当社の主要な業務に関する事項

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2019年度		
		発生損害率	事業費率	合算率
火災		4.0	11.8	15.8
海上		—	—	—
傷害		17.2	4.6	21.8
自動車		—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		10.2	16.8	27.0
合計		7.1	14.1	21.2

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2019年度
国内契約	100.0%
海外契約	—

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2019年度	2社	100.0%

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2019年度	100.0%	—	—	100.0%

- (注) 格付区分は、以下の方法により区分しております。

<格付区分の方法>

- ①S&P社またはA.M. Best社の格付けを使用しています。A-以上を「A以上」に区分しています。
 ②これら2社の格付けがない場合は日本格付研究所の格付けを使用しております。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

⑦未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目	2019年度
1 年度開始時の未収再保険金	—
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	160
3 当該年度回収等	77
4 1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	83

- (注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。

III. 当社の主要な業務に関する事項

(3) 経理に関する指標等

①支払備金の額及び責任準備金の額

支払備金

(単位：百万円)

種目	2019年度
火災	5
海上	—
傷害	4
自動車	—
自動車損害賠償責任	—
その他	46
合計	56

責任準備金

(単位：百万円)

種目	2019年度
火災	113
海上	—
傷害	17
自動車	—
自動車損害賠償責任	—
その他	156
合計	288

②責任準備金積立水準

当社が取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載はしていません。

③引当金明細表額 該当事項はありません。

④貸付金償却の額 該当事項はありません。

⑤資本金等明細表 純資産の変動については、P34の「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

⑥損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	○增加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○增加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、 当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2019年度 12百万円 (注) 異常危険準備金の取崩額 一百万円

⑦事業費

(単位：百万円)

区分	2019年度
人件費	83
物件費	61
税金	10
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—
諸手数料及び集金費	269
合計	425

(注) 金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

III. 当社の主要な業務に関する事項

(3) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度	
			構成比
預貯金		1,197	58.4%
コールローン		—	—
買現先勘定		—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—
買入金銭債権		—	—
商品有価証券		—	—
金銭の信託		—	—
有価証券		311	15.2%
貸付金		—	—
土地・建物		0	0.0%
運用資産計		1,509	73.7%
総資産計		2,049	100.0%

②利息配当収入の額及び利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度	
			利回り
預貯金		0	0.001%
コールローン		—	—
買現先勘定		—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—
買入金銭債権		—	—
商品有価証券		—	—
金銭の信託		—	—
有価証券		—	—
貸付金		—	—
土地・建物		—	—
小計		0	0.001%
その他		—	—
合計		0	0.001%

③海外投融資残高及び構成比

該当事項はありません。

④海外投融資利回り

該当事項はありません。

⑤商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度	
			構成比
国債		—	—
地方債		—	—
社債		—	—
株式		311	100.0%
外国証券		—	—
その他の証券		—	—
合計		311	100.0%

III. 当社の主要な業務に関する事項

⑦保有有価証券利回り

該当事項はありません。

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

項目	年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	311	311
外国証券		—	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	311	311

⑨業種別保有株式の額

(単位：千株、百万円)

項目	年度	2019年度		
		株数	金額	構成比
金融保険業		125	311	100.0%
その他		—	—	—
合計		125	311	100.0%

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

⑪担保別貸付金残高

該当事項はありません。

⑫使途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

⑬業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

⑭規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

⑮有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

項目	年度	2019年度
土地		—
営業用		—
賃貸用		—
建物		1
営業用		1
賃貸用		—
建設仮勘定		—
営業用		—
賃貸用		—
合計		1
営業用		1
賃貸用		—
その他の有形固定資産		4
有形固定資産合計		5

III. 当社の主要な業務に関する事項

(4) 特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(2019年度)

(単位:百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		92	21	—	—	—	113
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		17	0	—	—	—	17
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		142	14	—	—	—	156
合計		252	36	—	—	—	288

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

該当事項はありません。

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①傷害

該当事項はありません。

②自動車

該当事項はありません。

③賠償責任

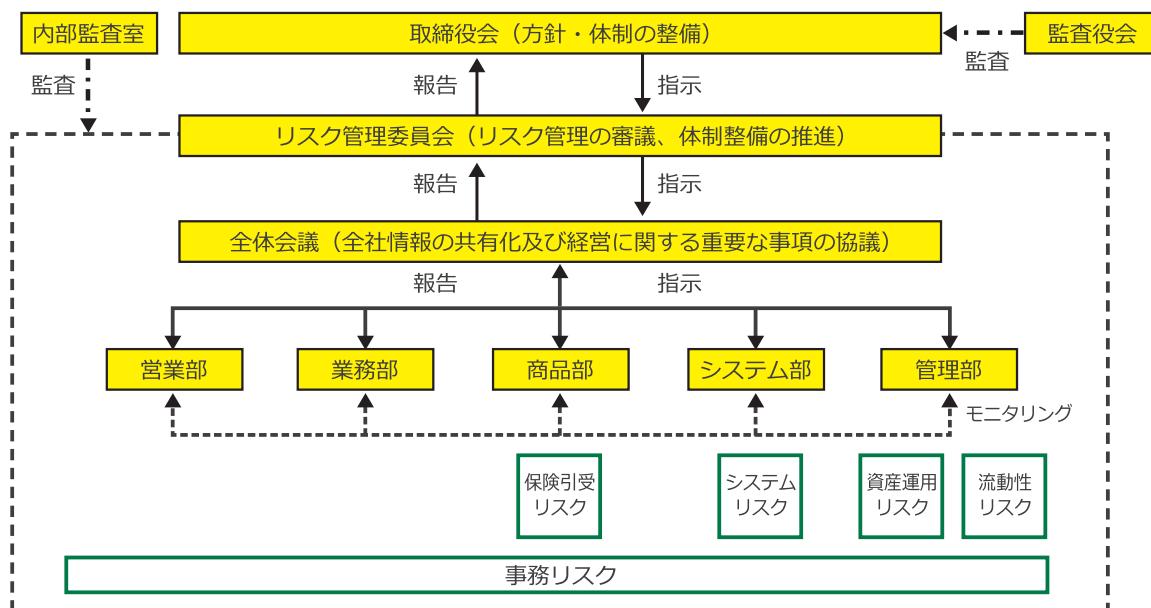
該当事項はありません。

IV. 当社の運営

1. リスク管理の体制

当社は、当社保険事業が直面するリスクに的確に適応し、更には将来の不利益が財務の健全性に与える影響に備え、保険事業が健全に発展するために、リスク管理方針を定め、リスク管理態勢の整備推進を経営の最重要課題として取り組んでおります。

当社は、全社情報の共有化及び経営に関する重要な事項を協議決定することを目的とした「全体会議」及びリスク管理の審議、態勢整備の推進を目的とした「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスクの統合的管理に努めています。



主要なリスク

保険引受リスク

経済環境情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

資産運用リスク

保有資産の価値が、金利・為替・株価等の変動により下落したり、信用供与先の財務状況悪化等に伴い、資産価値が減少するなどにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

大規模賃貸物件の火災発生や天災などによる支払保険金額の増大、および市場混乱等を発端とする解約增加で保険料収入低下等により、資金繰りが悪化するリスクをいいます。

事務リスク

当社または代理店が、正確でない事務を行ったり不祥事故や不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用、漏洩等により損失を被るリスクをいいます。

再保険について

当社が再保険を手配する際（出再）の出再先は、信頼のおける格付機関から「A格」以上を得ていること、またはそれと同等の保険財務力を有すると判断できることを条件としています。

再保険の引受（受再）については、完全子会社であるジャパン少額短期保険株式会社からの引き受けに限定しております。

出再保険契約の対象には、巨大災害と想定される大規模地震や巨大台風による風災のリスクも含まれており、当社が自ら負担する支払責任額は十分に低い額にコントロールしています。

IV. 当社の運営

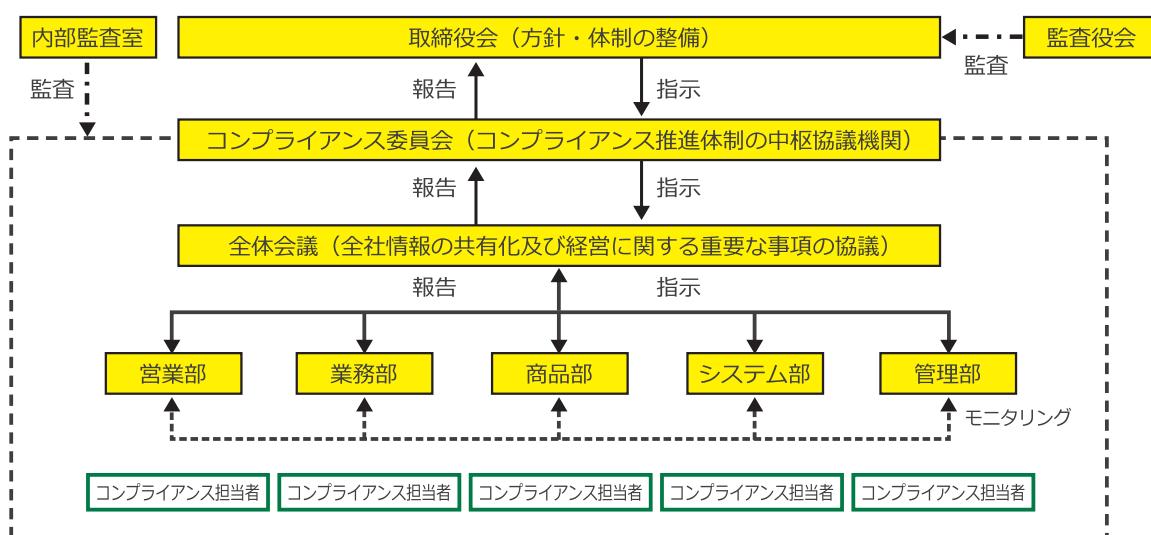
2. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

当社は、コンプライアンスについて保険会社として役員・全従業員が一体となり、これを推進して行くため「コンプライアンス委員会」を設置する等推進体制の整備を行っています。

「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス関連の規程の立案・周知徹底の推進・改善策策定・取り組み状況のモニタリング等、コンプライアンスに関する全般的統制・管理を行っています。

また、コンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンス推進に関する規程マニュアル等のルールを策定し、組織全体に周知させています。

コンプライアンス上、疑義のある行為について、何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合は、通報窓口として設置している外部弁護士を利用して、匿名で報告・相談を行うことが出来ます。



<コンプライアンスに関する基本的方針>

企業は、社会の利益に合致して、社会の発展に貢献することをもって、その存在意義が認められるものであり、良質な商品、サービスを提供すると同時に社会のルールを遵守することは企業の社会的責任として必須条件である。

当社は、高い倫理観のもと、保険業法を始めとする法令、その他の社会規範および社内規程を遵守し、良識に基づいた公正かつ誠実な経営を実践することを会社の基本方針として、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけてコンプライアンス推進に向けた取組みを行う。

また、当社の全ての役職員が事業活動の全ての範囲において則るべき行動規範を以下の通り定めています。

<コンプライアンス行動規範>

1. 私たちは、保険業法等の法令・社内規程を遵守し、お客様にご満足頂ける適正な業務を行います。
2. 私たちは、特定のお客様に対して保険約款等に定めのない不公正な取り扱いや不当な利便の提供を行いません。
3. 私たちは、お客様のプライバシー保護の重要性を十分認識し、お客様データその他社内情報の取り扱いについて、社内規程に則り、適切かつ厳正に管理します。
4. 私たちは、反社会的勢力からの諸要求に対しては、公私を問わず断固として拒絶します。
5. 私たちは、個人の人権・人格を尊重し、あらゆる差別、ハラスメント等につながる行為を行いません。
6. 私たちは、就業規則・労働関係法令等を遵守し、健全・効率的・快適な職場環境を確保します。
7. 私たちは、役員及び従業員間で金銭の貸借を行いません。
8. 私たちは、社会通念上相当と認められる範囲を超える贈答等を行いません。
9. 私たちは、公私を問わず環境に悪影響をおよぼさないよう十分に配慮します。
10. 私たちは、公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、社会生活においても自らの倫理観を高め、社会的良識をもって行動します。

IV. 当社の運営

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野商品がないため該当しません。

4. 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査態勢

当社は、普賢監査法人による会社法に基づく会計監査を受けています。
また、保険業法に基づく金融庁による検査を受けることになっています。

(2) 社内の監査態勢

当社では、各部門から独立した組織である「内部監査室」が、全ての部門を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果については、コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

5. 内部統制システムに関する基本方針

当社では、業務の適正を確保するための体制を構築するため、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準を整備し、それらに則り、会社の業務執行の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
- (2) 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (3) 取締役会は、代表取締役をコンプライアンスに関する統括最高責任者に任命する。また、コンプライアンスに関する全般的な統制・管理の徹底を図る為、コンプライアンス委員会をコンプライアンス推進体制の中核協議機関と位置付ける。代表取締役は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス委員会規程その他コンプライアンスに関する各規程に基づき、役職員に対し定期的かつ継続的にコンプライアンス教育を行うとともに、役職員が当該規程に抵触する行為を行ったと認められる場合には、就業規則等に基づき適正な処分を行うなど、コンプライアンス体制の構築・整備及び管理をしなければならない。
- (4) 取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役会の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証する。
- (5) 監査役は、法令が定める権限を適正に行使すると共に、内部監査人、会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、取締役の職務の執行に関わる監査を行う。
- (6) 当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。監査役会は、対処状況について、監視・監督する。
- (7) 当社は反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力への対応について体制を構築するとともに、警察・弁護士等と連携して反社会的勢力の関与を排除するため組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づいて作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 文書管理全般については、管理部長が統括する。
- (3) 監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査を実施する。
- (4) 当社は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、システム管理規程を定める。

IV. 当社の運営

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は適切なリスクマネジメントを行うため、リスク管理方針を定め、リスク全般にわたる業務執行及び管理に関する窓口として、リスク管理委員会を設置する。
- (2) 日常的なリスク管理については、リスク管理委員会及び各部でリスク管理方針に基づいたリスク管理を実施し、定期的かつ適切に取締役会へ報告を行う。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクや管理上の問題点が発見され、顕在化したときは、迅速かつ適切に、リスク管理委員会事務局である管理部から取締役会へ報告し、取締役会はその対策を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行を効率的に行うため、定時取締役会を毎月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、隨時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役の職務執行については、諸規程にその責任の所在、執行手続きを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- (3) 取締役会は経営基本方針に従い、将来の事業環境を見据えた上で中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行する。
- (4) 取締役会は、代表取締役を取締役の職務の効率性に関する総責任者に任命し、年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督を行う。

5. 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命する。
 - ・当社から主要な子会社に取締役を派遣する。
 - ・子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるよう体制を構築する。
 - ・子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、隨時、当社の管理部を通じて報告を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、子会社を含めた当社グループ全体のリスクの把握、管理に努める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月1回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させる。
 - ・子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせる。
 - ・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、当社グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行う。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進する。
 - ・子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させる。
 - ・子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させ、係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証する。
 - ・子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせる。
 - ・当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長に報告し、取締役社長は取締役会に報告する。

IV. 当社の運営

■監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役を補助する使用人を置くよう決定する。その際の人員数、資格等は常勤監査役の判断にて決定する。

■監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務の遂行に関して、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保する。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
- (3) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき報告する。

■取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (3) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。そのため、取締役及び使用人は、予め重要会議の日程を監査役に滞りなく連絡をし、出席を要請する。

■監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう必要な体制を整備する。

■監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用等についてこれを負担し、監査役から前払の請求があるときはこれに応じるものとする。

■その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査役は内部監査人と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査人に報告を求める。
- (3) 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (4) 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できる。

6. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人情報の適正な取扱いを推進していくことが公共性を有する保険事業者としての不可欠な社会的使命と考え、次のとおりプライバシーポリシーを策定し、それらに基づく措置を講じています。

プライバシーポリシー

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイドラインを遵守した業務運営を行うとともに、下記の個人情報保護に関する基本的な方針に従い、個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下個人番号と特定個人情報を「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

IV. 当社の運営

当社は、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう当社従業者（役員及び従業員等）、当社代理店、その他業務委託先に周知徹底いたします。また、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

（以下各項目における「個人情報」「個人データ」とは、特定個人番号等を除くものをいいます。特定個人番号等については下記8.をご覧ください。）

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲において利用し、その範囲を超えて利用いたしません。また、お客様の個人情報の利用目的は、ホームページで公表するほか、重要事項説明書等に記載することにより明示いたします。

- (1) 保険契約の引受け、管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告および再保険金の請求
- (4) 当社が取扱う商品・サービスの案内、提供および管理
- (5) 当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- (6) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (7) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (8) お客様からの問合せ・依頼等への対応
- (9) 当社従業者の採用及び労務管理等
- (10) 代理店等の新設及び管理
- (11) その他、上記（1）から（10）に付随する業務ならびにお客様とのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記5. グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- (4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記6. 情報交換制度等をご覧ください。）

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険契約の募集・損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することができます。

- (1) 個人データの項目
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2) 管理責任者
当社
- (3) 共同利用を行うグループ会社・提携先企業
ありません（2019年7月29日現在）。

IV. 当社の運営

6. 情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の従業員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。

また、損害保険代理店への委託等のために一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。

詳細については、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

7. 要配慮個人情報並びにセンシティブ情報のお取扱い

当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客様の同意をいただいた場合等を除いて、取得、利用または第三者提供いたしません。

8. 特定個人情報等のお取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用いたしません。番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供いたしません。

9. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または下記13. のお問い合わせ窓口まで、また、事故に関するご照会については、取扱代理店または「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先まで、お問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応します。

10. 保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

当社が保有する個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求につきましては、下記13. お問合せ窓口までお問い合わせください。

お客様がご本人であることを確認させていただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面にてご回答いたします。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づき正確なものへ変更させていただきます。

なお、開示のご請求につきましては、当社所定の手数料をいただくことがあります。

11. 個人データおよび特定個人情報等の管理

個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置として個人データおよび特定個人情報等の漏洩、改ざん、滅失・毀損、不正アクセス等の予防措置およびセキュリティー対策の実施体制を整備いたします。

12. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

IV. 当社の運営

- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
 - ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- (2) 匿名加工情報の提供
当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

13. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社における個人情報および特定個人情報等の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

〒100-000 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル
レスキュー損害保険株式会社
代表 03-6910-3277 (土日・祝日・12/30～1/3 を除く月～金 09:00～17:00)

14. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。
<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽA D Rセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 : 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
電話 : 03-3255-1470
受付時間 : 9:00～17:00 土日祝祭日および年末年始を除く
ホームページアドレス : <http://www.sonpo.or.jp/>

7. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持するため不可欠であると考え、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を策定し、業務の適切性及び健全性を確保します。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、適切かつ健全な保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、当社規程等に準拠して、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めました。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任、および反社会的勢力により当社、従業員および顧客等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

2. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、従業員の安全確保を最優先に行動します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関等との連携強化を図ります。

5. 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から、積極的に法的対応を行います。

IV. 当社の運営

8. 利益相反管理方針

当当社は、当社および当社グループ内の金融機関（以下、「当社グループ」といいます。）が行う取引において、お客様の利益が不当に害されることのないように、次のとおり利益相反管理方針を策定し、適切に業務を行います。

利益相反管理方針

1. 目的

本方針は、当社および当社グループ内の金融機関（以下、「当社グループ」といいます。）が行う取引において、お客様の利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うことを目的とします。

2. 対象となる組織と取引

当社グループがお客様と行う取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引（以下、「対象取引」といいます。）を対象として利益相反管理を行います。

なお、対象となる当社グループ内の金融機関は、ジャパン少額短期保険株式会社です。

3. 対象取引の類型および特定

当社は、対象取引を以下のとおり類型化し、管理を行います。なお、対象取引に該当するか否かの特定については、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が当社グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 当社グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引（個人情報保護法または当社グループに適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。）

上記（1）から（3）のほか、当社グループのお客様の保護等の観点から、特に管理を必要とする取引またはその他の行為

4. 対象取引の管理方法

対象取引に該当する取引を認識した場合、次に掲げる方法やその他の方法により、適切に対象取引を管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離する方法
- (2) 当該取引または当該取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該取引に係るお客様との他の取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部門及び利益相反管理統括責任者を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより、対象取引を一元的に管理します。

また、対象取引の適切な管理を行うため、役員および従業員を対象に必要な教育・研修を行い、お客様の利益が不当に害されることのないように努めます。

V. 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2019年度	科目	2019年度
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,197	保険契約準備金	345
有価証券	311	支払備金	56
株式	311	責任準備金	288
有形固定資産	4	その他負債	304
建物	0	再保険借	217
その他の有形固定資産	3	未払法人税等	4
無形固定資産	4	未払金	3
ソフトウェア	4	仮受金	76
その他資産	531	その他の負債	2
再保険貸	230	繰延税金負債	73
代理業務貸	5	負債の部 合計	723
未収金	8	(純資産の部)	
仮払金	24	資本金	1,000
保険業法第113条繰延資産	263	資本剰余金	400
		資本準備金	400
		利益剰余金	△74
		その他利益剰余金	△74
		繰越利益剰余金	△74
		株主資本合計	1,325
		純資産の部 合計	1,325
資産の部合計	2,049	負債及び純資産の部合計	2,049

貸借対照表の注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

その他の有形固定資産 5年～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、損害保険会社の免許取得後最初の5事業年度の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上の翌事業年度から損害保険会社の免許取得後10年までの間に均等額を償却することとしております。

V. 財産の状況

4. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は1百万円であります。

6. 関係会社に対する金銭債権総額は160百万円、金銭債務総額は99百万円であります。

7. 繰延税金資産の総額は73百万円であり、評価性引当額として控除した額は73百万円であります。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金55百万円、責任準備金14百万円であります。繰延税金負債の総額は73百万円であります。繰延税金負債の発生原因別の内訳は、保険業法第113条繰延資産73百万円であります。

8. 関係会社株式の額は311百万円であります。

9. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	209百万円
同上に係る出再支払備金	152百万円
差引	56百万円

10. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

責任準備金（出再責任準備金控除前）	1,790百万円
同上に係る出再責任準備金	1,538百万円
差引（イ）	252百万円
その他の責任準備金（口）	36百万円
計（イ+口）	288百万円

11. 1株当たりの純資産額は9,466円19銭であります。

12. 企業結合に関する事項

取得による企業結合

当社は、ジャパン少額短期保険株式会社を子会社といたしました。なお、本取引の概要については、連結計算書類に記載しております。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V. 財産の状況

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2019年度
経常収益	527
保険引受収益	476
正味収入保険料	476
資産運用収益	0
利息及び配当金収入	0
その他経常収益	51
経常費用	527
保険引受費用	636
正味支払保険金	20
諸手数料及び集金費	269
支払備金繰入額	56
責任準備金繰入額	288
営業費及び一般管理費	155
保険業法第113条繰延額	△263
経常利益	—
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	—
法人税及び住民税	0
法人税等調整額	73
法人税等合計	74
当期純利益（当期純損失△）	△74

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益総額は2,943百万円、費用総額は2,368百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	2,963 百万円
支払再保険料	2,486 百万円
差引	476 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	180 百万円
回収再保険金	160 百万円
差引	20 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	2,184 百万円
出再保険手数料	1,914 百万円
差引	269 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	209 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	152 百万円
差引	56 百万円

V. 財産の状況

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	1,790 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	1,538 百万円
差引（イ）	252 百万円
その他の責任準備金繰入額（口）	36 百万円
計（イ+口）	288 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
計	0 百万円

8. 1株当たりの当期純損失は 579 円 25 銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ジャパンベスト レスキュー システム株式会社	(被所有) 直接 85.7%	設立出資 増資引受先	設立出資	5	-	-
				増資	1,195	-	-
				株式の譲受	311	株式	311
子会社	ジャパン少額短期 保険株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任 再保険取引 社員の出向先 業務の受託	受再保険料等	709	再保険貸	147
				受再保険金等	165	再保険借	99

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 増資は、損害保険業の免許申請にあたり行ったものであります。
2. 株式の譲受は、ジャパン少額短期保険株式会社を完全子会社化したものであります。
3. 受再保険料等の取引条件は、双方協議の上で決定しております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

(2019 年度)

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	
当期変動額							
新株の発行	1,000	400	400	-	-	1,400	
当期純損失(△)	-	-	-	△74	△74	△74	
当期変動額合計	1,000	400	400	△74	△74	1,325	
当期末残高	1,000	400	400	△74	△74	1,325	

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	-	140	-	140

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

V. 財産の状況

2. リスク管理債権

該当事項はありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	2019年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	1,098
資本金又は基金等	1,061
価格変動準備金	—
危険準備金	—
異常危険準備金	36
一般貸倒引当金	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	—
土地の含み損益	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	—
その他	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2 + R_5 + R_6}$	244
一般保険リスク (R ₁)	52
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—
予定利率リスク (R ₃)	—
資産運用リスク (R ₄)	131
経営管理リスク (R ₅)	8
巨大災害リスク (R ₆)	94
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100	896.5%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ①保険引受け上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ②予定利率上の危険（予定利率リスク）
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

V. 財産の状況

③資産運用上の危険（資産運用リスク）

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④経営管理上の危険（経営管理リスク）

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの

⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定期額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5. 時価情報等

(1) 有価証券

①売買目的有価証券 該当事項はありません。

②満期保有目的の債券 該当事項はありません。

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

④その他有価証券 該当事項はありません。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7) に掲げるものを除く。）

該当事項はありません。

金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）

該当事項はありません。

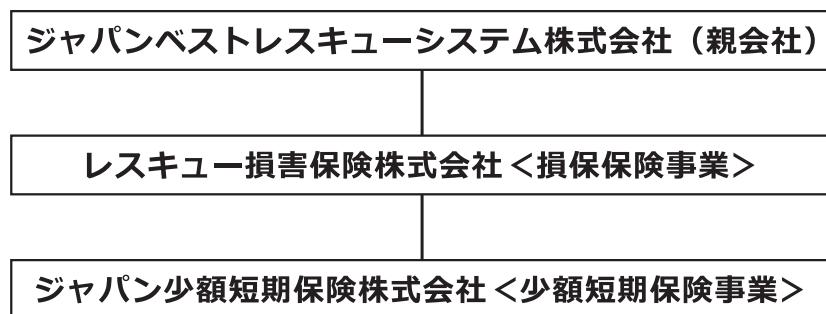
6. その他

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、普賢監査法人による監査を受けています。

VI. 当社及びその子会社等の概況

1. 当社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び子会社のジャパン少額短期保険株式会社は、損害保険事業、少額短期保険事業を営んでおり、位置付けは以下のとおりです。



2. 子会社等に関する事項

会社名	所在地	主要な事業内 容	設立年 月 日	資本金	当社が保有する議決権の割合	子会社等が保有する議決権の割合
ジャパン少額短期保険株式会社	東京都千代田区	少額短期保険業	2006年4月5日	100百万円	100.0%	—

VII. 当社及びその子会社等の主要な業務

1. 2019年度における事業の概況

(1) 事業の経過および成果等

当連結会計年度におけるわが国の経済は、良好な雇用環境のもと、緩やかな回復が続いていましたが、米中貿易摩擦等の不安定な海外情勢や相次ぐ自然災害、消費税増税に伴う個人消費の縮小に加え、年度末にかけて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動への悪影響が懸念され、先行きは不透明な状況となっております。

こうした経済情勢の中、当社におきましては、2019年6月28日に損害保険業免許を取得し、7月29日に営業開始いたしました。8月から法人向け約定履行費用保険の販売ならびにジャパン少額短期保険株式会社の賃貸住宅入居者向けの家財保険及びテナント総合保険の受再を開始し、9月からは同様に自転車保険、約定履行費用保険等の受再も開始しております。また、10月1日に当社の親会社であるジャパンベストレスキューシステム株式会社からジャパン少額短期保険株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

こうした取組みの結果、当連結会計年度における連結業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が493百万円、資産運用収益が0百万円、その他経常収益が18百万円となつた結果、511百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が224百万円、営業費及び一般管理費が377百万円、保険業法第113条繰延資産繰延額が△263百万円となつた結果、337百万円となりました。

この結果、経常利益は174百万円となり、これに特別利益、特別損失、法人税等合計などを加減した親会社株主に帰属する当期純利益は98百万円となりました。

当社単体の業績は、経常収益は527百万円、経常費用も事業費263百万円を保険業法第113条繰延資産に繰り延べたことにより527百万円となり、経常損益は0円となりました。

また、ジャパン少額短期保険株式会社の経常利益は174百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

損害保険事業に新規参入した会社として、生活に密着した保険商品を販売するとともに、急速に発展するデジタル社会に対応し、顧客ニーズに十分に対応しきれていない分野を見つけ、伝統と革新をミックスした新しい保険商品の開発や販売手法、サービス等を提供し、社会に貢献したいと考えております。

2. 連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度
経常収益		511
経常利益		174
親会社株主に帰属する当期純利益		98
包括利益		98
純資産額		1,498
総資産額		2,766
連結ソルベンシー・マージン比率		1,390.2%

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

1. 連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

①連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

会社名 ジャパン少額短期保険株式会社

②持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

③連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

④のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2019年度	科目	2019年度
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,984	保険契約準備金	774
有形固定資産	6	支払備金	60
建物	1	責任準備金	713
その他の有形固定資産	4	その他負債	493
無形固定資産	28	未払法人税等	83
ソフトウェア	4	代理店借	165
その他の無形固定資産	0	その他の負債	244
その他資産	729	負債の部 合計	1,267
未収保険料	306	(純資産の部)	
保険業法第113条繰延資産	263	資本金	1,000
その他の資産	158	資本剰余金	400
繰延税金資産	17	利益剰余金	98
		株主資本合計	1,498
		純資産の部 合計	1,498
資産の部合計	2,766	負債及び純資産の部合計	2,766

連結貸借対照表の注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産につきましては、3年均等償却しております。

また、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

その他の有形固定資産 5年～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によつております。

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

2. 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

保険業法第 113 条の規定に基づき、損害保険会社の免許取得後最初の 5 事業年度の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第 113 条繰延資産として計上しております。保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上の翌事業年度から損害保険会社の免許取得後 10 年までの間に均等額を償却することとしております。

3. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。ただし、当社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産の運用にあたっては、短期的な運用利回りを追い求めるのではなく、安全性、収益性及び流動性に十分に留意して行うことを基本方針とし、2020 年 3 月 31 日現在、主として短期的な預金により運用しております。

また、リスク管理に関する方針・規程及び資産運用に関する方針・規程等を整備し、取締役会及び各部門の役割を定め、リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預貯金	1,984	1,984	—
② 未収保険料	306	306	—
③ 代理店借	165	165	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は 6 百万円であります。

6. 保険業法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した金額は 263 百万円であります。

7. 1 株当たりの純資産額は 10,703 円 17 銭であります。

8. 企業結合に関する事項

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容等

ジャパン少額短期保険株式会社 少額短期保険業

②企業結合を行った主な理由

損害保険商品を取り扱う当社と、保険料が少額で保険期間が短い少額短期保険を取り扱うジャパン少額短期保険株式会社が連結経営を行うことで、それぞれの特徴を活かした生活に密着した保険商品を販売するとともに、急速に発展するデジタル社会に対応し、先進的な保険商品も積極的に開発することができるとしております。

③企業結合日

2019 年 10 月 1 日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

ジャパン少額短期保険株式会社

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

⑥取得した議決権比率

100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであるため、当社を取得企業としております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

2019年10月1日から2020年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 311百万円

取得原価 311百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額

47百万円

②発生原因

取得原価が企業結合時における簿価純資産額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計 1,123百万円（うち、現金及び預貯金 714百万円、未収保険料 168百万円）

負債合計 764百万円（うち、責任準備金 468百万円、未払法人税等 94百万円、代理店借 85百万円）

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益 △46百万円

経常利益 208百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 149百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における経常収益及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	2019年度
経常収益	511
保険引受収益	493
正味収入保険料	493
資産運用収益	0
利息及び配当金収入	0
その他経常収益	18
経常費用	337
保険引受費用	224
正味支払保険金	23
諸手数料及び集金費	△100
支払備金繰入額	55
責任準備金繰入額	245
営業費及び一般管理費	377
保険業法第113条繰延額	△263
経常利益	174
特別利益	47
負ののれん発生益	47
特別損失	—
税金等調整前当期純利益	221
法人税及び住民税	36
法人税等調整額	86
法人税等合計	123
当期純利益	98
親会社株主に帰属する当期純利益	98
非支配株主に帰属する当期純利益	—
その他の包括利益	—
包括利益	98
親会社株主に係る包括利益	98
非支配株主に係る包括利益	—

連結損益計算書に関する注記

- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益は763円02銭であります。
- 前年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額該当事項はありません。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位：百万円)
	2019年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（△は損失）	221
減価償却費	5
支払備金の増減額（△は減少）	55
責任準備金等の増減額（△は減少）	245
利息及び配当金収入	0
負ののれん発生益	△47
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△452
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	215
小計	244
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	△50
営業活動によるキャッシュ・フロー	193
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	402
その他	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	390
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,984
現金及び現金同等物期首残高	—
現金及び現金同等物期末残高	1,984

連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、普通預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する定期預金からなっております。
2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

(4) 連結株主資本等変動計算書

(2019年度)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額	—	—	—	—	—
新株の発行	1,000	400	—	1,400	1,400
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	98	98	98
当期変動額合計	1,000	400	98	1,498	1,498
当期末残高	1,000	400	98	1,498	1,498

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	—	140	—	140

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

該当事項はありません。

VII. 当社及びその子会社等の財産の状況

3. 当社およびその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	2019年度
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	1,458
資本金又は基金等	1,234
価格変動準備金	—
危険準備金	—
異常危険準備金	36
一般貸倒引当金	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	—
土地の含み損益	—
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	—
保険料積立金等余剰部分	—
負債性資本調達手段等	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
少額短期保険業者に係るマージン総額	187
控除項目	—
その他	—
(B) 連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2 + R_8 + R_9}$	209
損害保険契約の一般保険リスク（R ₁ ）	52
生命保険契約の保険リスク（R ₂ ）	—
第三分野保険の保険リスク（R ₃ ）	—
少額短期保険業者の保険リスク（R ₄ ）	26
予定利率リスク（R ₅ ）	—
生命保険契約の最低保証リスク（R ₆ ）	—
資産運用リスク（R ₇ ）	74
経営管理リスク（R ₈ ）	4
損害保険契約の巨大災害リスク（R ₉ ）	95
連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100	1,390.2%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

＜連結ソルベンシー・マージン比率＞

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立ててますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ①保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク及び少額短期保険業者の保険リスク）
 - 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ②予定利率上の危険（予定利率リスク）
 - 積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）
 - 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険

VIII. 当社及びその子会社等の財産の状況

④資産運用上の危険（資産運用リスク）

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

⑤経営管理上の危険（経営管理リスク）

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの

⑥巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）

通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害）により発生し得る危険

「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」とは、当社およびその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

4. 当社保険子会社の保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	2019年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	671
資本金又は基金等	484
価格変動準備金	—
危険準備金	—
異常危険準備金	76
一般貸倒引当金	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	—
土地の含み損益	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	—
その他	110
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2 + R_5 + R_6}$	47
一般保険リスク（R ₁ ）	26
第三分野保険の保険リスク（R ₂ ）	—
予定利率リスク（R ₃ ）	—
資産運用リスク（R ₄ ）	36
経営管理リスク（R ₅ ）	1
巨大災害リスク（R ₆ ）	1
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100	2,831.3%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

5. 連結決算セグメント情報

該当事項はありません。

6. その他

該当事項はありません。